

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年7月8日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時39分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 水戸市耐震改修促進計画（第3次）の概要について (建築指導課)

② 水戸市植物公園における民間活力導入について (公園緑地課)

## 2 出席委員（7名）

委員長 綿 引 健 君 副委員長 滑 川 友 理 君

委員 中 庭 次 男 君 委員 田 口 文 明 君

委員 鈴 木 宣 子 君 委員 小 川 勝 夫 君

委員 松 本 勝 久 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（2名）

議員 森 正 慶 君 議員 袴 塚 孝 雄 君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 大 和 直 文 君 建設部技監兼建設計画課長 上 田 航 君

建設部技監兼道路建設課長 松 葉 光 隆 君 建設部技監兼生活道路整備課長 有 金 正 義 君

建設部技監兼河川都市排水課長 大 山 裕 己 君 建設部技監兼土木補修事務所長 川 又 弘 一 君

建設部技監兼内原建設事務所長 谷 萩 幸 治 君 道路管理課長 丹 治 雅 人 君

建築課長 大 和 田 聡 君

都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 大 森 幹 司 君 都市計画課長 平 澤 俊 之 君

建築指導課長 井 原 孝 志 君 公園緑地課長 鶴 井 昭 宏 君

市街地整備課長	小田切 幸司 君	住宅政策課長	砂川 和敏 君
上下水道事業 管 理 者	荒井 幸 君		
水道部長	木村 勤 君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷 勇 君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶山 哲 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶山 学 君
水道整備課長	杉山 健一 君	浄水管理事務 所 長	林 忠勝 君
下水道部長	坪 貴之 君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤 英一 君
下水道整備課長	小田 博之 君	集落排水課長	久木崎 隆 君
下水道施設 管理事務所長	渡邊 基弘 君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	武田 侑未子 君	書 記	昆 節 夫 君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、加藤都市計画部長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

水戸市耐震改修促進計画（第3次）の概要について、執行部から説明をお願いいたします。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 おはようございます。

建築指導課から、水戸市耐震改修促進計画（第3次）の概要について御報告いたします。よろしく願いいたします。

建築指導課が作成した建設企業委員会資料①、A4判紙、両面の1枚、それから資料②といたしまして、計画の本文を記した資料を御用意しております。

委員会資料の①を用いて御説明いたします。

水戸市耐震改修促進計画（第3次）の概要について、まず、大きな1番の計画改定の趣旨でございます。

本市では、2008年に水戸市耐震改修促進計画を策定いたしまして、その後、2011年の東日本大震災、2013年の耐震改修促進法の改正を受けて、2016年には水戸市耐震改修促進計画（第2次）を策定いたしまして、旧耐震基準の建築物の耐震化を進めておりました。

旧耐震基準の建築物といえますのは、昭和56年6月に建築物の構造に関する基準の改正がなされましたが、その前に建築された建築物のことを指しております。

近年におきましても、2018年の大阪府北部地震をはじめ、地震は各地で頻発・激甚化しており、いっどこで発生してもおかしくない状況でございます。このような状況を踏まえまして、国においては、2021年に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正が行われ、その後、茨城県によって県の耐震改修促進計画の改正が行われたことから、本市においても建築物の耐震化のさらなる促進を図るために、水戸市耐震改修促進計画（第3次）を策定するものでございます。

大きな2番の本計画の基本的事項についてでございます。

(1)の計画期間及び目標についてですが、期間は2022年度から2025年度までの4年間としております。

次に、目標でございますが、表の左側に記載しております対象ごとに定めております。

まず、1段目の市有建築物、水戸市が所有している建築物につきましては、本計画では、一定規模を有するものを対象としておりますが、こちらは、昨年度末までに耐震化率97.5%としたところ、2025年度末までには耐震性の不足する建築物の完全な解消を目指してまいります。

2段目に、診断義務づけとございます。耐震診断義務づけ対象となりますのは、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物でございます。これらにつきましては、後ほど、大きな3番の主な施策のところでご説明いたしますが、その目標といたしましては、耐震性の不足する建築物をおおむね解消するものいたします。

表の一番下の段の民間住宅でございますが、一戸建ての住宅だけではなく共同住宅も含めております。これらは、昨年度末に耐震化率90.8%、この数値は推計値でございますが、計画の最終年度には95%以上とすることを目標といたします。

次に、(2)の基本的な方針でございます。

第2次から継続した内容になっておりますが、建築物の地震対策は、所有者が自らの責任において安全性を確保するものいたします。また本市は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に対して必要に応じた支援の実施を行うこととし、対象建築物につきましては、本計画に従って耐震化を進めるものいたします。

(3)の本市の役割についてでございます。

旧耐震基準で建てられた民間の建築物の所有者に対して、情報の提供や意識の啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る費用の助成を行うなど、所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう支援してまいります。

市有建築物につきましては、整備プログラムに基づき、引き続き計画的に耐震化を進めるものいたします。

耐震診断義務づけ対象となる建築物につきましては、早期に耐震診断がなされるように所有者に指導や助言を行い、その後の耐震化につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、資料①の裏面を御覧ください。

大きな3番の主な施策について御説明いたします。

(1)は、耐震診断義務づけ対象となる建築物等の耐震化の促進としております。

片仮名のアとイと2つに分けて記載しております。

まず、片仮名のアの地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、こちらが先ほどの表で申し上げた要安全確認計画記載建築物に該当いたします。特定の直轄国道や、そこから各重要拠点へのアクセス道路を地震時に通行を確保すべき道路として茨城県が県の耐震改修促進計画に位置づけをしたことから、当該道路沿道の対象となる建築物は、要安全確認計画記載建築物として耐震診断が義務づけられます。

所管行政庁となります本市が、所有者が実施した耐震診断結果の報告を受けて、その後に公表を行うこととなります。今年度から新たに始める取組となります。茨城県と協力して、耐震診断の実施だけではなく、実施後も所有者に対して、耐震改修まで結びつくよう指導、助言等を行ってまいります。

対象建築物の要件を図に示しております。

旧耐震基準の建築物で高さ6メートルを超えるもの、なおかつ、先ほど申し上げた県が指定した道路の中心から45度の角度で立ち上げた斜線を超える高さを有している建築物が対象となります。

続きまして、片仮名のイの不特定多数の人が利用する建築物のうち大規模なものでございます。こちらは、要緊急安全確認大規模建築物に該当いたします。こちらは、第2次からの継続した取組でございますが、既

に市内の対象となる公共及び民間の建築物につきましては、耐震診断が全て実施されておまして公表をしております。そのうち、耐震性が確保されていない建築物が2棟ございますので、それらにつきましては、引き続き所有者に対して耐震改修を行うように指導及び助言を行ってまいります。

(2)の耐震化促進のための環境整備についてでございます。

耐震改修を促進するためには、建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組める環境の整備が重要になりますので、地震の危険性や建築物の耐震化に関する情報を提供するためのパンフレット、広報、ホームページ等を利用した意識の啓発や、窓口での相談、講習会等の実施を行ってまいります。

(3)の耐震化促進を図るための助成等についてでございます。

耐震診断や耐震改修に要する費用の助成や融資制度、税制優遇の情報提供を引き続き実施するほか、新たに耐震診断義務づけ対象となる建築物もございますので、それらに対する耐震診断費用の助成制度についても検討してまいります。

(4)建築物の総合的な安全対策の促進についてでございます。

建築物本体だけではなく、設備なども含めた総合的な安全対策といたしまして、所有者に対して外壁落下の危険性に関する周知、あるいは通学路に面するブロック塀倒壊防止に向けた撤去費用の助成支援等を引き続き行ってまいります。

資料の説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 資料①の表を見ますと、民間住宅で耐震化されたのが90.8%ということなんですけれども、耐震化されていない件数というのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

計画本文を記しております資料②の7ページをお開きください。

こちらの表に、戸建て住宅、共同住宅、長屋建てと、それらの合計と3段の表になっております。

一番右下に耐震化率90.8%とございますが、これら総戸数12万3,106戸に対して、耐震性あり11万1,740棟……

〔「差し引くんだよ」と呼ぶ者あり〕

○井原建築指導課長 引いた数字ですね。

表で言うと、一番下の段、右から5番目の数字、旧耐震、耐震性なしが1万1,366戸でございます。これらは全て定められた手法に基づく推計値となっております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、今、水戸市では1万1,000件を超える住宅で耐震性がないということを出されているんですけれども、これに対して、資料①の3の(3)では、耐震診断や耐震改修の費用に対して助成や融資を行うということなんですけれども、この耐震診断や耐震改修の助成制度というのはどういうものがあって、例えば昨年は何件ぐらい利用されているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

同じように、資料②の28ページと29ページを御覧いただきたいのですが、28、29ページに、大きな5番の耐震化促進を図るための支援策、(1)助成の中に、①、②、③と事業を紹介しております。

28ページの①で、水戸市木造住宅耐震診断事業、制度の内容といたしましては、木造住宅、一戸建ての住宅を対象に、1人当たり5,000円の自己負担で茨城県木造住宅耐震診断士の派遣を受けて、住宅の耐震診断を受けることができる制度でございます。まず、こちらは、昨年度は7件の利用がございました。

続きまして、29ページの②の木造住宅耐震改修設計・工事業ということ、木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助するものでございます。こちらにつきましては、昨年度は2件の利用がございました。

同じページの③の大規模建築物耐震診断事業でございます。

法律の定めに基づいて規定されている特定既存耐震不適格建築物、民間の所定の大きさを有する建築物でございますが、こちらの耐震診断に要する費用の一部を補助する制度になっております。こちらについては、昨年度の実績はゼロということになります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今の答弁を聞きますと、診断事業は7件、それから、工事の改修補助は2件しかない。

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、昨年度の実績で、本当にそういう点では、例えば木造住宅耐震改修設計・工事業は2回しかありませんから、10年ぐらいで見ると11回しかない。だから、極めて非常に少ないんじゃないかというふうに思うんです。

しかし、この令和3年までの目標は非常に志が高いんですね。高過ぎちゃって本当に大丈夫なのかなど、具体的に実現できるのかということで、例えば、民間住宅の目標は95%です。そうすると、大体半分を改修するという事なんですけれども、それにしても5,000件ぐらいあるわけですよ。今からやろうとすれば、5,000件から6,000件を年間2件とか7件とかいう件数で、これでは改修が進むのかということちょっと見たんですけれども、その点はどうなのか。

要するに、あまりにも計画と現実の補助額、援助額が極めて少ないというのは、どういうふうに考えているんですか。改善策か何か考えているんですか、これは。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、私どもといたしましては、これらの制度について有効に活用していただくために、旧耐震基準で建てられている木造住宅の所有者に対して戸別の訪問等を開始しております。まず、制度を御案内して、耐震診断の受講、耐震改修の実施をお考えであれば、この制度を活用していただくということで、さらにPRに努めてまいります。

あと、さらに耐震化率を上げるためには、耐震改修だけではなく、新しい基準の住宅への建て替え等もございまして、それらは所有者の方にごさすべきか考えていただくこともあると思いますので、我々としては、まず制度の積極的なPRに努めてまいります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 住宅の耐震診断については、28ページを見ますと、額としては5,000円なんです。5,000円ではあまりにも少ないんじゃないか。だから、7件しか年間利用者がいないのかなというふうに思うんです。そういう点では、もっと額を引き上げるということだとか、もっと工夫してPRして、住宅の耐震改修ができるようにぜひしていただきたいというふうに思います。

それから水戸市では、水戸市有建築物の耐震化率が現在100%になっているというんですけれども、平成19年のときには耐震化が必要な学校は78戸あるとなっているんですけれども、これが100%となったということは、具体的にどのような建物で、どのような耐震化をしたのか教えていただきたい。

○綿引委員長 先ほどの5,000円の件、もう一度御説明を踏まえて答弁をお願いします。

井原課長。

○井原建築指導課長 では、まず、木造住宅の耐震診断の支援の制度についてですが、5,000円の自己負担で診断を受けることができるようにというもので、通常であれば相当な費用がかかることを5,000円でできるという制度です。

恐れ入ります。委員のおっしゃる100%というのは10ページの、現状と目標のことでしたか。

具体的には資料②の38ページ以降に、水戸市所有の建築物について、水戸市の旧耐震基準の建築物の耐震化の状況を記載しております。

具体的な耐震改修の方法といたしましては、耐震診断を実施した後、耐震性不足という結果が出ておるものに対しては所定の方法で耐震改修、耐震壁を追加したり、ブレースを追加したりという手法で補強されているのが一般的な手法になっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほど、自己負担の額は5,000円、それ以外は出るということで、私の発言はちょっと訂正いたします。

それと、あともう一つは、12ページに書いてあるんですけれども、計画対象市有建築物は、総数734棟だが、そのうち耐震性を有する施設は716棟で、耐震化率97.5%となっています。2.5%を引くと18棟は耐震性を有していないということなんですけれども、具体的に18棟というのはどういう建物なんですか。

○綿引委員長 今、御説明があった38ページ以降のバツがついているものは耐震性がないということでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

あともう一つは、ブロック塀の撤去補助ですけれども、助成した件数というのは昨年は何件ぐらいあった

んですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度のブロック塀の撤去補助の件数は29件の利用がございました。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 29件というのはちょっと少ないような気がするんですけども、やっぱりある地域を見ますと、ブロック塀のところに危険という貼り紙がかなりありまして、私が数えただけでも10件以上ありました。その一つの団地だけで。

しかし、全体的に29件しかないというのは、私は少ないんじゃないかなと思うんです。これは、限度額20万円でブロック塀の撤去費用が出るということなんですけれども、通学路に限るというふうになっているんですよね。ただ、通学路とはどういうふうに使われているのかということ、通学路から外れたらこのブロック塀の助成制度というのは適用にならないのかなということをお聞きしたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ブロック塀の撤去補助制度につきましては、市内の小中学生の通学路に面するブロック塀の危険性の解消を優先に考えている制度でございます。

通学路の特定につきましては、教育部局に照会することで特定しております。

通学路でなくなってしまった場合は、先ほど申し上げたように、対象を通学路としておりますことから、補助の対象からは外れてしまうことになります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それにしても、29件というのは非常に少ないと思いますので、私はこの制度のPRが足りないんじゃないかというふうに思うんですよ。私の近くにある、ある団地なんかでは、ブロック塀に10か所以上危険だと貼ってましたよ。あれがそのままになっていたら大変なので、そういう点では、ぜひそういうところに補助をかけるという制度を、やっぱりもっと市民の皆さんに制度として適用すべきじゃないかというふうに思います。

以上です。要望です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 資料①の裏面のほうのこの45度なんですけれども、6メートル以上建てられる場合の用途というのがあるでしょう。そうするというと、これは建築基準法か何かが変わられるということになるわけですか。

そうしたら、例えば商業地域だったとしたら建蔽率で何%になるんですか。

そうしたら、この道路が仮に4メートルとか5メートルとかいう場所であっても、商業地域の指定されている場所というのは市内にありますよね。そうした場合には、この45度を基準にしたら建蔽率が低くなるんじゃないですか。俺よく分からないんですけども。その辺の建築基準法というのが変わっていくという



ことになるんですか、これは。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法の規制には特に影響を及ぼすような制度ではないんですが、この45度の斜線を上回る建築物を今後造ってはならないということではなくて、現在建っているもので、なおかつ昭和56年6月以前の旧耐震基準で造られている建物——委員のおっしゃるように、商業地であればこの条件を満たすような建物は多くなってくると思うんです。商業地は高い建物が道路に面して多く建っておりますので。そういう既存の建物でこの条件を満たしているものにつきましては、所有者の方に耐震診断を行っていただいて、その結果を水戸市に報告していただくという義務が今年度から義務づけられるということでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 じゃ、商業地域というのは建蔽率で言うと何%なの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 商業地域は建蔽率80%で指定されております。

○松本委員 80%というのは、この用途ができて最初から80%でしたか。

○井原建築指導課長 建蔽率は80%。

○松本委員 80%でいいですか。私は90%ぐらいあったのかと思ったの。

○井原建築指導課長 どういうものを建てるかによって割増したりというのはあります。

○松本委員 ちょっと待って。

要するに、都市計画法が施行されたときには、私は商業地域は90%あると思っていたんだよ。そうじゃなかったけ。最初から80%だったの。ですから、それに準じて建てられている、今度は第3次でもってそういうのは耐震診断をやるんだけど、要するに、45度のこれというのは現在の建築基準法からいったらば、これからだから変わっていくんですかと聞いている。

[発言する者あり]

○綿引委員長 大丈夫ですか。少し時間を取りますか。

井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回、この45度の斜線を超える建物については耐震診断を実施していただくこととなりますが、建築基準法の規制を厳しくするのでは全くございませんで、今後一切このような建築物を建ててはならないということではございませんので、あくまでもこの条件を満たす既存の建築物について耐震診断を実施していただくということでございます。

これから新しいものを建てるときに、この斜線に収めなければならないというものではございません。

[発言する者あり]

○井原建築指導課長 対象としますのは既存の建築物で、なおかつ昭和56年6月以前から建っているもの、旧耐震基準のもので……

[「それに対して義務づけをする」と呼ぶ者あり]

○井原建築指導課長 義務づけるものでございまして、これから建てる建物については、この斜線については全く何も関係なく建築することができます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 商業地域というのは高さ何メートルまで建てられるの。6メートルや7メートルでは利かないでしょう。建蔽率は80%にしても、高さというのがあるでしょう。そうすると、必ずしも、角地なんかに建てるということになった場合、建て替えるとかなくなった場合に、45度で決めた場合には80%にはならないでしょう。だから、変わるのかなと思ったの。

○綿引委員長 耐震基準を満たしているものは建てられるという。

○松本委員 だから今度は容積率だよ。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

商業地につきましては、建蔽率も容積率も高く設定されておりますので、中・高層の建築物が建つことを想定した計画になっております。

今回のこの耐震診断義務づけにつきましては、あくまでも昭和56年6月以前に建築された建物を対象に……

○松本委員 それは分かる。

○井原建築指導課長 これから建つ新しい耐震基準で建てられる建築物については、何らこの45度の斜線の規制はかかりませんので、十分に建蔽率、容積率いっぱいいっぱいの建築物の立地には、何ら支障を及ぼしません。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 今後はこの45度には関係ないということなんだよね。課長はそういうふうに言っているけれども簡単な話なんだけれども、今これに該当する部分というのはかなりあると思っています。旧市内、あるいは駅南辺りは商業地ですから、これから耐震診断をやっていくんだけれども、それは法以前の建物だからやむを得ないというような解釈なんだね、これは。

分かりました。

そうすると、その道路の幅員というのが今度問題になってくると思うんですけども、これから、例えば建つ場合、引っかかって建て替える場合に、こういう、例えば4メートルとか5メートルのところの角地なんかにも建てるようなところがあったとしたら、建蔽率80%でいったら、この道路の関係というのは問題ないの、これは。建築基準法には。4メートル以上あればいいという、そういう解釈でいいですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の対象となる道路は、資料②の18ページ、19ページに記載しております。これらが対象となる道路でございますが、この道路の指定と建築基準法上の規制とは一切、この指定でもって建築基準法に何も影響はいたしませんので、従来どおりの規定の中で建築することが認められております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 最後。

そうすると、この第3次の耐震改修促進計画というのは、第1次、第2次を評価した上で、その結果があって、今度、第3次のこういうことをやっていきますよという中身なんだね。今日出されて全部これを今見ろと言ったって見られないでしょう。だから、そういう1次、2次の結果を、先ほどの何ページを見ろとかというような話もありましたけれども、そういうことも1次、2次の結果が出ながら、そして、第3次はこういうことをやっていきますよという、こういう中身なんだね。

分かりました。

それを、だから第3次だけというふうに私はこれを見たときに、新たにこれからこの診断をやっていくこの第3次計画の資料なのかなと思った。だけれども、1次、2次の結果も出ているわけでしょう。1次、2次をやった結果もね。

了解です。分かりました。いいです。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。1点確認なんですけれども、資料①の2の(1)の表の中に、民間住宅、先ほど中庭委員からもあったんですけれども、90.8%が推計値ということなんですけれども、この耐震化率の基準というのが、昭和56年6月以前に建てられたものということで先ほど説明がありました。この残りの1割というのは、例えば東日本大震災のときに一部損壊とか半壊とかという指定があって、助成を受けて直された方もいると思うんですけれども、直していない方とか、そういった方もこの残りの1割の中に入っているのか、ちょっとそこだけ確認したいです。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

昭和56年6月に基準の改正がございまして、そこを境に、以前のを旧耐震基準、以降のを新耐震基準で建築されているものと見ております。

耐震化率の算定におきましては、新耐震基準で建てられている建築物につきましては、全て耐震性ありと見ております。さきの東日本大震災においては、新耐震基準の建築物であっても、場合によっては一部損壊ですとか何らかの被災を受けていることは否定できませんが、耐震性のありなしにおきましては、新耐震基準のものは全て耐震性ありというふうにカウントしてございます。

もう一方の旧耐震基準におきましては、国の住宅・土地統計調査というものをベースにこれらの数値を算定しておるんですけれども、資料②の計画本文の44ページに大まかに示したものがございまして、国の住宅の耐震化率推計方法に関する資料を示しております。

一番左から、ちょっと字が小さいんですが、総数がありまして、2つに分かれて、上が新耐震基準で下が旧耐震基準、上の新耐震基準のものは右のほうに矢印が行きまして、全て耐震性あり、旧耐震基準につきましては、さらに2つに分かれまして、先ほど申し上げた住宅・土地統計調査の中で診断して、耐震性ありというものを確認しているものとしていないものという統計の結果が出ておりまして、診断で丸となっているものについては耐震性ありにカウントしています。

さらに、統計調査の中で、その後、改修をしたかしていないかという統計も出ておりまして、改修をした

ものについては耐震性ありにカウントして、いずれにも該当していないものを耐震性なしというふうにかウントしております。

これらの数値を計算いたしますと、水戸市内においては90.8%の住戸については耐震性あり、残りのものは耐震性なしというものに分類していることになります。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

そうしますと、大震災のときに一部損壊とか半壊とかと言われたところについては、その後の調査というのは建築指導課のほうでされているのでしょうか。担当部署だったかと思うんですけども。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災の一部損壊の建物等の追跡は、申し訳ありません、特に行っていないのが実情でございます。

○綿引委員長 統計調査のみということ。

○井原建築指導課長 今回のこの数値は統計調査の結果から推計した数値ということですよ。

○綿引委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 今いろいろ御意見も出ましたし、いわゆる東日本大震災はちょうど11年前でございますし、その後の、当然、1次、2次と今日まで、そして、今回、第3次と踏まえております。その計画の中でそれぞれ改善されてきている部分もありますし、例えば当時被害に遭って、措置をされた部分で、その後のきちんとした追跡調査、それに対する助成であったり補助をしてきた部分は大いにありきだと思えますよ。その辺はいかがなものかなと思います。その辺は把握はしてきたのかな。

鈴木委員と同じような質問になると思うんですけども、ちょっとそれをお伺いします。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災で被災した住宅等について、追跡の調査等の実施はしておりません。

損壊の被害の程度にもよりますが、そういった地震以降に私どもの耐震診断の制度ですとか耐震改修の制度に関するお問合せ等はやはり多くなりますし、東日本大震災の直後には相談窓口等を建築士会の協力等も得ながら実施いたしまして、速やかに相談等を受けるようにいたしまして、恐らくは、その損壊の程度にもよりますが、構造体には大きな影響が及ばないで、内装・外装等の改修等で済んでいたものが、住宅としてはそういったものが多かったのではないかということもございまして、何度も申し上げますが、特に追跡調査等は実施していないというのが実情です。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 ということは、今日、やはり茨城県沖、東京直下型、そして南海トラフ、また北海道沖、いろ

いろ今後危惧される部分が多いし、今後において、いわゆる防災・減災の中では一番肝心な部分でございますし、いずれにしろ、地震の場合、やはり震度7ということになれば、木造であれば倒壊の原因になる。今後において、なお一層その辺の啓発等に努めていただきたいことをお願いしまして、終わりにいたします。

○綿引委員長 そのほか、ございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 先ほど松本委員が質問していましたが、耐震診断の義務づけの対象となる建築物の、資料①の裏面にある国道50号線だとか何かに連動する対象建築物というのは何件ぐらいあるのかなど。

要するに、この45度で6メートルを超える建物はどのぐらいあるのか教えていただけますか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今年度からの取組ということもございまして、まだ正確な数を把握できておりません。今年度、特定の作業に入ります。

ただ、大まかには70から80棟程度が対象になるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 その場合、対象となった建物についての補助制度とか何かありますよね。この補助制度はどのようなになっているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今年度、新たに耐震診断義務づけとなります建築物を対象とした支援制度につきましては、現在は設けておりませんが、国、県の動向を踏まえまして、今後、水戸市においても何らかの支援ができるように庁内で検討してまいります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほど私の答弁に対して、耐震改修した場合の補助制度というのがあって、1年間で2件あったと言っていましたよね。この制度よりもっといい制度ができるんですか。それとも、どんな制度になるのか、教えていただきたい。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨年度に2件実績のございました制度は、木造住宅の耐震改修工事に対する補助でございます。

まず、新たに耐震診断義務づけがなされる建築物に対しましては、まだ改修ではなく、耐震診断に要する費用に対して何らかの支援ができるようにということで検討してまいります。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、水戸市植物公園における民間活力導入について、執行部から御説

明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 公園緑地課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、建設企業委員会資料、都市計画部公園緑地課が準備した資料を御用意いたします。

1、背景ですが、昨年の第1期リニューアルオープンに続きまして、今後、第2期リニューアルを進める予定としておりますが、あわせて、コロナ禍によって公園に対する市民ニーズが多種多様になってきていることや、県内でも民間のノウハウや資金を生かした環境整備が誘客促進に効果を発揮しているといった背景がございます。

そこで、2、事業概要、(1)目的でございますが、これらのニーズにタイミングを逃すことなく対応するため、民間活力導入に向けた公募を実施してまいります。

(2)実施方法につきましては、公募を通しまして事業者を広く募ることとしまして、選定委員会で選定することといたします。

(3)公園の概要につきましては、予定区域を含んだ植物公園全体を下の図の黄色の線で表しております。用途地域は市街化調整区域でございます。

2ページをお開き願います。

(4)公募対象区域は、下の図、赤線で囲まれた区域になりますが、現在の碎石の駐車場とゲートボール場の区域でございます。約1万1,700平方メートルでございます。

(5)事業期間ですが、工事着手の時点から10年間の許可を水戸市が事業者に与えることとなります。

なお、その後の更新も最長10年まで可能となります。

2、公募実施に関する事項等としまして、(1)選定委員会でございますが、市職員で構成する選定委員会によりまして、応募者の提案を評価基準により評価しまして、事業予定者を選んでまいります。

(2)スケジュールにつきましては、このたび本委員会に報告した後、来週のうちに公募要項の配布を開始する予定でございます。提案者の検討期間を2か月以上見込みまして、9月末の公募締切り、10月の審査及び事業者決定、11月の協定締結を予定しております。

その後の工事期間や供用開始につきましては、事業者から提出される計画によりますので、現時点では詳細は未定でございます。

3ページをお開き願います。

3、その他の事項としまして、(1)損害賠償責任につきましては、事業者の過失により本市や第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償するものといたします。

(2)地元企業等の活用につきましては、公募するに当たり、地元企業の活用についても求めてまいりたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして何か御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 第1点は、希望する企業、あるいは団体というのはあるのかどうかお答えいただきたいという

のが1点です。

2点は、万が一倒産した場合には、これには事業者が解体するという事になってはいますが、その場合はちゃんとした補償はあるのかどうかということです。

その2点についてちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

1点目、応募があるのかどうかということでございますが、これから募集するので実際のところは分かりませんが、実際にこの実施に当たって、2月に公募により事業者の意見をお聞きしたことがありまして、その際には積極的な会社が2社ございました。

2点目、倒産した場合のケアについてでございますが、第一としまして、倒産しないような会社を選んでいきたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 倒産しないような会社を選ぶといっても、これ分からないですよね。その点はきちんと市の負担にならないように、その場合は対応していただきたいと思います。

それから、今、応募を考えているというのは、どんな内容なのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

これからの公募ですので、中身は分からないところではございますが、2月に御意見をお聞きした範囲では、キャンプやカフェといった施設ができるんじゃないかという御意見をいただいております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 キャンプなどができるとすると、かなり大きな建物になるのかどうか。その点では、やっぱり民間活力の活用というのはいいんですけども、しかし、中身が問題だと思う。しっかりやっぱり中身を検討して、やっていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 今、カフェと言ったのけ。何ができるのという話になったの。

この資料の2の事業の概要の中に、他県からも来ていただけるようなものというふうに、間口が大変広く書かれているわけよね。じゃ、カフェ程度のものでも——程度のものと言ったら悪いんだけど——そういうふうな水戸の魅力という、他県からも来るような、そういうものにはなりますか。私はちょっとならないような気がする。

水戸には偕楽園があったり、千波湖があったり、物産館ができたり、県のほうは迎賓館的なものができたり、それと同格みたいなものができるならば、他県からも来るかもしれませんけれども。そうすると、ここで公募をして、その応募の方が何をやるかというのはまだはっきり分かっていないんでしょう。だから、水

戸市のほうでこういうことを基準に考えてほしいとか、そういう考え方があるのかどうか。ただ単にそこでレストランをやるよと言ったって、そんなにお客は来ないんじゃないのと私は思うの。

それで、そこに応募があって、どこの業者かがそこにそういう建物を建てた場合に、水戸市に入る収入と  
いうのか、ただで貸すわけじゃないでしょう。これは面積によって大体基準が決められて、貸す面積とい  
うのはもう決められているわけ。

○鶴井公園緑地課長 決められてはいないです。

○松本委員 決められていないの。そうしたら、その応募をした事業者がそんなに広くはいらぬよと。そ  
うしたら、例えばだよ、何社かから応募があった場合には、何社でもそこに貸す面積というものは大体計画  
が立っているんだらうと思うんだけど、そういう方法もあり得るということですか。

大手がこっち側、あるいは地元業者がこっち側とか、そういうことがあり得る。業種を変えた、例えば、  
だから、その辺は水戸市で、公募していることに対してある程度の基本計画というものができていなければ、  
何でも構わぬよという話になっちゃったんでは、かえって地元から反対なんかが出たりとか、そういうこ  
ともあり得るでしょう。小吹地区というのは、特に皆さんも御存じのように、いろいろ問題が起きていると  
ころなので、その辺のところ、基本の考え方が課長のほうであるならば教えていただきたいなと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、市の思いということですが、市の思いは、事業の概要、目的に凝縮されてございます。

県内市内はもとより、他県からも誘客できるような新たな来園者を掘り起こすことで、地域のさらなる魅  
力向上と活性化を実現させるような事業であってほしいと考えております。

それから、次に、複数の方からの提案があった場合ですが、今回、私どもで提示していますのが、1万  
1,700平方メートルのエリアで提案していただきたいということを申し上げておりますが、ここで複数  
の事業者を入れてやっていくということは、現在、想定はしてございません。

それから、水戸市に入る収入でございますが、今、1万1,700平方メートルの面積を全てお貸しして、  
さらに建物の面積が最大の1,300平方メートルで建てるとした場合ですが、現在の料金は都市公園条例  
に従って発生しまして、そこを計算しますと、年間最大で150万円ほどになる見込みでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 現在も中にコーヒーコーナーみたいなお店があるよね。

今度は外という、これだけの面積がある。そうすると、その入場門で入場料を払う前に、そういうものの  
施設が公募してきたりということになるわけだな。

そうするというと、坪数で5,000坪ぐらいの広さになるの。何平米と言ったの、今。

〔「1万1,700平米」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 約3,500坪。それで年間150万円。それだけでも財政上は潤うでしょうけれども、そう  
するというと、水戸市のその部分についての公募をして、貸し与えて、それに対しての水戸市の補助金とか  
負担金とかというのはないんだね。応募された方が全部やっていくということですね。



分かりました。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私は、今回のこの提案というか、民間活力導入については、本当に絶好のチャンスじゃないかなと思っています。

さっき課長のほうからキャンプとおっしゃったんですが、今すごいキャンプブームで、このブームもしばらくかなり続きそうな状況じゃないかなと思いますし、水戸市内にはバーベキューができる場所は多少はあるにしても、キャンプ場というのはなかったかなと思うんです。ほかの県内、全国を見ても、キャンプ場が今すごくにぎわって、やっぱりここの目的のところに書かれてある新たなコンテンツの導入によって付加価値をつけて他県からの誘客というふうになると、やはり陳腐なものじゃなくて、本当にしっかりしたものをぜひ——他県からの誘客となると、例えばおいしい常陸牛があるとか、ローズポークがあるとか、やっぱりそういう、何ていうんですか、これから募るわけですけども、そういった課長の意気込みみたいなのを少しお聞きしたいなと思うんですけども、お願いいたします。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

本事業は、民間からの提案をいただくものなので、意気込みというだけになってしまいますが、課長個人の意見としましては、清掃工場が移転したこのタイミングを見逃さずに、小吹地区の魅力向上策をやるにはもってこいのタイミングだと考えております。

プラス、現在、民間事業者にもやる気のある方がいらっしゃるということもございまして、タイミングを逃さずやっていくということが大事だと思います。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最後に意見だけ申し上げますと、本当にそばに植物公園があるので、そのキャンプ場、例えばバーベキューにしても、使われる方は無料でどんどん公園に行ってくださいとか、あるいは、県外からの誘客も考えるのであれば、例えばこの水戸の歴史とか幕末維新、いろいろ歴史的な建造物はあったり、資料館もあったりするんですけども、やはり県外からの誘客も考えたときには、そういったちょっと歴史的なものも併設できる——これ私のちょっと思いつきで申し訳ないんですけども——やはり水戸の歴史を知っていただくような、幕末維新館とかそういったものも併設してもいいんじゃないかなと思っていますので、選定委員会は市の職員で構成されるということですので、本当にその辺のところはよく聞き取りをしながら、この絶好のチャンスをぜひ生かしていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 植物公園は何かネーミングライツが決まっているわけでしたか。

○鶴井公園緑地課長 決まっております。

○松本委員 決まっていない。

ネーミングライツみたいなものの考え方というのはいないですか。あくまでも植物公園というのが今は正式な名前なんでしょうけれども、例えばネーミングライツをやったとしたらば、少なからず幾らかの管理運営費は、私は、これとは別に手を挙げる人もいるのかなとは思いますが、そういう考えというのは全くないの、今。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

個別に植物公園単独でやるという考えは持ってございませんが、現在、水戸市でネーミングライツを広く募ってございますので、その中でのやり方はあるかと思っております。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

○松本委員 いいよ。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、この際、田口委員より発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

田口委員。

○田口委員 最近、コロナがはやっているんですけども、水戸市役所内でも各部署でコロナ感染者が出ていて、ここずっと1年中にわたって感染者がいると思うんですが、この建設企業委員会の中での各部署でどのくらい感染者がいるのか。それと、今まで感染した人たちのその処理というのはどうなのか。以前は、職員でも2か月ほどやっぱり入院したり何かするというのがありましたけれども、現在、それで業務に支障がないのか。最初の頃は、消毒したり何かということで、数が多ければ閉鎖するようなこともありましたけれども、現在、そういう状況はどうなっているのか。

水戸市全体で、各学校も含めてそれぞれ感染者がいるんですけども、市の中の部分について、知っている限りちょっと教えていただきたい。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について執行部から答弁を願います。

上田技監兼建設計画課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

私ども建設企業委員会では、建設部、都市計画部、水道部、下水道部、4部ございますが、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、建設部におきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染者数については4人でございます。また、都市計画部も4人、下水道部で7人、水道部2人、建設企業委員会4部で計17人ということでございます。

また、業務の支障についてでございますが、課内で業務を分担し対応したため、特に影響はなかったということでございます。よろしく願いいたします。

○田口委員 いいです。

○**綿引委員長** それでは、ただいまの件について何か御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

ないようですので、次に、中庭委員から発言の申出がありましたので、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 私は、水戸市の住宅リフォーム助成制度の改善について答弁を求めたいと思います。

水戸市の住宅リフォーム助成制度は、補助の限度額が10万円で、工事費の10分の1を補助するという制度になっております。

年間どのくらい利用されているのかというのをお聞きしたいというのが1点です。

2つ目は、先ほどの耐震改修との関係の件なんですけれども、耐震改修が必要な建物は、水戸市では旧耐震基準で建てられたものがその対象だということになってはいますけれども、そうしますと、水戸市の住宅リフォーム助成制度では、旧耐震基準の建物については住宅補助制度がちゃんと実施されているのかも含めてお聞きしたい。

まず、2点についてお聞きしたいと思います。

○**綿引委員長** それでは、ただいまの件について執行部から答弁をお願いいたします。

砂川住宅政策課長。

○**砂川住宅政策課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、年間でのリフォームの件数ということなんですけれども、令和3年度の実績で言いますと、201件のリフォーム補助を行っておりまして、金額で1,922万8,000円というところでございます。

2点目のリフォーム補助が旧耐震基準が対象になっているかということだと思っておりますけれども、我々の制度では、旧耐震基準で造られた建物については対象外としておりまして、そういった建物については、耐震性が確保された場合のみ対象となるというような取扱いをしております。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 先ほど建築指導課長が答弁した中では、旧耐震基準で建てられた建物が現在でも1万1,000件あるということなんですよね。その方については、そうすると対象外になってしまうということなんですか。もう一回確認したい。その理由は何なんですか、対象外とする理由は。

○**綿引委員長** 砂川課長。

○**砂川住宅政策課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

委員がおっしゃるとおり、1万1,000件についてはそのままの状態であれば対象外というような取扱いになります。

また、その理由なんですけれども、我々のこの事業は、将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりということを目的としてやっております、そういったことを考えますと、耐震基準を満たしている建物が該当するというような考えでございます。

以上です。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 私も、県内でこの旧耐震基準について除外するのは水戸市だけだったというふうに私は調査し

たんですけども、これ県内ではほとんどの市で、水戸市以外は全部対象にしていると思うんですけども、対象にしない市というのはあるんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現在、リフォーム補助金のほう、県内の44自治体の中で20の自治体が実施しております。

その内容について、全ての自治体の確認はまだ私のほうで取っていないんですけども、この近辺の自治体ですと、委員がおっしゃるとおり、旧耐震とか新耐震とかで区別はつけていないというのが現状でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今答弁があったように、私もいろいろ調べてみたんですけども、いわゆる昭和56年以前の建物でも実施している市町村では対象にしているんですよ。それなのに水戸市は対象にしないというのは、やっぱりこれは問題だと。要するに、市民の平等からいっても問題だというものです。

これは改善すべきことではないかと思うんですが、改善する考えはないのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

せんだっての大震災で大きな被害を受けた水戸市としましては、耐震性がある住宅について活用していくというふうな考えでおります。

ただし、委員がおっしゃるとおり、他の自治体での動きですとか、我々の制度もできて5年が経過したところでございますので、周辺の自治体などの状況なども踏まえて検討する時期に来ているのではというような考えも持っております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の水戸市の補助対象リフォーム一覧というのがあるんですけども、その中を見ても、屋根の塗装とか屋根の工事とかいろんなものが対象になっているんですよ。

ですから、そういう点では、私は旧耐震基準で建てられた建物とその後に建てられた建物を区別するというのは、差別するというのはおかしいんじゃないかと思うので、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について何か御質問等ございましたら、発言願います。

鈴木委員。

○鈴木委員 令和3年度で201件ということで、1,922万8,000円とありましたけれども、これは予算内で201件で終わったということよろしいんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

予算が2,000万円で、その予算内での締切りをしたということでして、実際に補助を使いたいという

方はこれ以上の方がいたというふうに理解しています。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 やはり市民の方から問合せとかそういうのも来ているんです。もう締め切られたということで、そういうのが何件かありました。やはり地震が頻発している中で、皆さんきちっとしたいという思いの方も増えていらっしゃるし、やはり市が補助してくださるのはすごく励みになります。ぜひともここについても、今、課長のほうから制度の見直しを検討したいというお話がありましたので、ぜひとももう少し予算を——その後の201件以降に何件の問合せがあったかというのが、ちょっとその点がもし分かればお聞きしたいなと思いますけれども。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

締め切った後の件数なんですけれども、我々も正確な数字は把握しておりません。

ただ、締め切って1週間ぐらいは毎日のように問合せがあったというのは事実でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと重複しますが、やはりそういう方が多いということですので、ぜひ制度の見直しのときに含めて御検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、松本委員より発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

○松本委員 時間も過ぎていきますから、端的に私の思いというか、水戸市では、街路樹の枝の剪定とか、入札をやりますね。入札をやるでしょう。特に都市計画部なんかが多いかなと思うんですけれども、今日は部長もいないんですけども、入札をしていく選定の基準、要するに、幾ら幾らと大体決まるでしょう。その中身というのはどういうものまで入っているのか。

結局、抜根というのはないよね。根っこを掘り起こすようなことはめったにないと思う。そうしたら、枝の剪定、その処分まで入って入札の価格というのは決められているのか。私はそう思うの。

その辺は分かりますか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

維持管理とかで剪定する枝葉ですが、剪定の手間と運搬、それから、処分費まで入った委託を出してございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、その処分料までは入っているということですね。

例えば、それをどこか処分場に持っていくと思うの。だから、その経費が含まれていると思うの。それが、処分場に持っていかなくても、あるところに置いておいていただければいいよというような、そういうことは考えられますか。そうすると、入札価格の中で若干その処分料が軽減されると思う。

今、切った張ったの話じゃないんだけど、要するに、葉っぱにしろ、草にしろ、枝にしろ、今はみんな大体チップにするんだよ、チップ。それで、要するに堆肥にしたりとか腐葉土になったりとか、こういうふうにしていくわけ。ただ行って処分しちゃって、水戸市が処分料まで払ってだよ、これはちょっと考えたほうがいいのかなというふうに私は思います。

ですから、ここに置いていいよと言ってくれる人がいれば、その分、入札の価格が、処分料が低く済むんじゃないでしょうかと私は思うの。

だから、処分料まで入っているから、予定価格が幾らで、最低価格が幾らなのか、こういうふうになるんでしょう。処分料がなければもうちょっと下がるわけでしょう。処分料は結構高いから。受けるほうで。だから、そういう考え方ができるのであれば、水戸市ではそういう方法は取れますかと聞いているんです。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

そのような枝などのリサイクルのことだと思うんですけども、そういった御提案は重要でいいお考えだと考えております。

一方で、法的な制限などの確認が必要な案件でございますので、その辺りの手続なども含めて、関係課に相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 いいです。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「関連でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 皆さんよろしいですか。

では、袴塚議員。

○袴塚議員 今の剪定枝の問題ですよね。剪定枝を、要するに何に使うかによって、いわゆる産業廃棄物の処理費用が安くなる。こういうふうな松本委員の御質問だったというふうに思います。

今、世の中、課長さんの答弁では、いろんなところを調べないと分からないよというお話でしたけれども、既にこの剪定枝はバイオ発電に使ったり、要するに、SDGsの考え方の中で再資源化という、再生エネルギーに変えるということももう既に進んでいるんですよ。おやりになっているところがある。だから、水戸市が調べなくちゃできないんじゃないじゃなくて、調べなくともできる環境があるわけだよ。

だからそれを、いつも水戸市は調べなくちゃ分からない、他市の例を見なくちゃ分からないということで逃げちゃっている。だから、いつまでたっても先進市になれない。県庁はあるけれども後進市なんだよ。

今、僕が言っているのは、こういった産業廃棄物になるもの、今、食物残渣も含めてごみの排出側から70%ぐらいは再資源化で、そして、発電や様々などところに使われて、産業廃棄物の処理費用を軽減しているという、そういう自治体が物すごく多いんです。こういうふうな考え方というのは水戸市にはないんです

か。他市の例を調べないといけないんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの袴塚議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御意見、ごもつともだと思しますので、真摯に受け止めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 袴塚議員。

○袴塚議員 番外ですから、これで終わりにします。

世の中は、今、全てそういう方向に進んでいて、2030年までには、水戸市といえども何らかの形でSDGsの効果を上げましょうという取組をしなければならない。水戸市は、これ今検討中ですよ、計画ですよと、こんなことを言っているけれども、こんな遅れている市はないんだよ。

だから、ぜひ皆さん方はもう優秀な職員さんばかりなんだから、やっぱりそういうところを先進地になるべく、今まで捨てていて、燃やして、金をかけて処理していたものを再資源化して、そして、安定的なエネルギーに変えていく、こういうふうな考え方をぜひ皆さん方にお持ちいただきたい。

建築廃材もできるんですからね。建築廃材をチップにして、そして、今の生木と混ぜることによって生木の効果が上がるんですよ。そういうことも、今、世の中ではどんどん進んで、水戸市だけが遅れている現状をやっぱり皆さん方ももう少し検討していただいて、松本委員が今思いを語ったわけですから、その思いが実現するように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。長い間ありがとうございました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

都市計画課から、昨日、水戸駅北口駅前広場内で発生しました事故について御報告を申し上げます。

7月7日午後1時頃、水戸駅北口駅前広場内で、一般車両が歩道上に設置されているエスカレーターの外壁に衝突する事故が発生いたしました。水戸警察署によりますと、運転手は70歳代の女性で、けがのほうは軽傷であるということでございます。また、同乗者はおらず、歩道上も含め、その他のけが人はいなかったというところでございます。

原因につきましては、北口ロータリー内にある一般車駐車場から退出する際にアクセルとブレーキを踏み間違え、エスカレーターの外壁に衝突したものと聞いております。

この事故によりエスカレーターは降り場付近が損壊し、現在、稼働できない状態となっており、バリケードにより立入禁止としております。

今後につきましては、早期の復旧に努めるとともに、必要な対策についても現場状況を確認しながら検討

してまいります。市民をはじめ、利用者の方々には御不便をおかけし大変申し訳ございませんが、早期に復旧できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について、何か御質問等がございましたらお願いします。

田口委員。

○田口委員 その事故の、例えば修理、そういうものについては、事故だから、自賠責とか何かで補償されるんだと思うけれども、しっかりと加害者から取れるような形を取っていただきたい。

今までもいろいろな事故があっても、水戸市ではそういうことをあんまりしてきたというふうには考えてはいないですよ。駅南口の広場の街路灯についても、そういうことがあって壊したまま、そして、それを事故という形で賠償してもらおうということがなかったと思う。だから、今回、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

後で御報告をいただきたいと思います。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

修理費用につきましては、委員御指摘のとおり、原因者負担を基本に相手方と協議していきたいと考えております。

相手方の連絡先、さらにその御家族の方の連絡先、保険会社を含め、連絡先等は把握できておりますので、その方向で協議を進めていきたいと考えております。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時39分 散会